明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（総務四五）　二
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六二）　三
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六三）　四
○労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（同六四）　七
〔告　示〕
○地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件（総務一六五）　八
○地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を変更する件（同一六六）　九
○地方公務員災害補償法施行規則第五十二条第二項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（同一六八）　九
○雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める率を定める件（厚生労働一五四）　一〇
○雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件（同一五五）　一〇
○雇用保険法第十八条に規定する自動変更対象額を変更する件（同一五六）　一〇
○雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（同一五七）　三
○雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（同一五八）　三
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令附則第二条から第七条までの厚生労働大臣が定める率を定める件（同一五九）　三
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件（同一六〇）　一四
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第八項に規定する控除額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件（同一六一）　一四
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件（同一六二）　一四
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第八項に規定する控除額を変更する件（同一六三）　一五
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条第一項の厚生労働大臣が定める率を定める件（同一六四）　一六
○労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（同一六五）　一六
○労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の規定に基づく休業補償給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（同一六六）　一七
○労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件の一部を改正する件（同一六七～一八〇）　一八
○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一八一、一八二、一八四～一九五）　二五
○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一八三）　二九
○労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一九六～二一〇）　三六
○労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第一項第三号の厚生労働大臣が定める率を定める件（同二一一）　八六
○労働基準法施行規則第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率（同二一二）